

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成21年10月7日付けで実施機関に対し、「岐阜南警察署では平成21年3月31日まで留置人に対して『勾留されるまで書籍等の閲読禁止、日用品購入の禁止』という措置をなしていたが、同年4月1日より処遇変更して、今は逮捕されてすぐ書籍等の閲読、日用品購入を認めているので、同警察署長が保管し、留置係官に周知徹底させるための『処遇変更についての指示書』」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、実施機関が保有する公文書を検索した結果、対象となる公文書が存在しなかったため、平成21年10月21日付け留管第1002号により、「請求にかかる文書を作成又は取得していないため。」との理由を付して、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成21年10月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、「平成21年2月11日頃に、岐阜南警察署に留置されていた特定個人2名によると、『初めて逮捕された時は新聞も本も見られませんでした。でも4月からシステムが変更になって今は誰でも逮捕されてすぐ本が読めるようになりました。』と証言したのだから、同署が処遇変更を行ったことは明らかである。そして、同署の留置係官は6名が常勤として在職し、時々応援職員が派遣されることを考え合わせてみると、その都度『口頭で指示』しているとは思われず、『処遇変更に係る書面』は存在する。しかも、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号。以下「法律施行規則」という。）第1条第2項には『前項の告知の告知事項に変更があったときは、留置業務管理者は被留置者に対し速やかに変更に係る告知事項を記載した書面を提出するものとする。』と定めているので、処遇変更を行った際には書面を作成しなければならない。よって、『請求に係る文書を作成していない。』との非公開理由は誤りである。」というものである。

#### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

対象公文書については、請求の趣旨を勘案して、「岐阜南警察署における留置人に対して『勾留されるまで書籍等の閲覧禁止、日用品購入の禁止』とした制限を緩和した際に、同警察署長が留置係官に当該制限緩和を周知徹底させるための指示書（以下「本件対象公文書」という。）」とした。

##### 2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

###### (1) 文書の不存在について

岐阜南警察署における被留置者に対する「勾留されるまでの書籍等の閲覧禁止」に係る制限緩和に関する留置施設勤務員に対する指示・手配は留置管理課長若しくは係長から「口頭」で行われたため、また、「日用品購入の禁止」については従前より制限されておらず、留置施設勤務員に対する指示・手配も行われていないため、本件対象公文書は作成又は取得されていない。

以上の理由により、本件処分を行ったものである。

###### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「留置係官に対して、その都度『口頭』で指示をしているとは考えられず、『処遇変更に係る書面』は存在する。」と主張するが、法令その他の規定上、被留置者の処遇の制限を緩和した際に審査請求人の主張する「指示書」の作成を義務付けるものはない。

加えて、岐阜南警察署留置施設勤務員は、勤務開始前に留置管理課長若しくは係長から必要な指示・手配を受けた上で勤務しており、書籍等の閲覧禁止の制限緩和について留置施設勤務員に徹底するには口頭でも十分足りるものであるから、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人は、「法律施行規則第1条第2項により、『処遇変更を行った際には被留置者に対し変更に係る告知書を提出するもの』と定めているので、処遇変更を行った際には書面を作成しなければならない。」と主張するが、当該書面は被留置者の処遇変更を行った際に被留置者に対して提示すべき書面であり、本件対象公文書の存否とは無関係の主張であり失当である。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「岐阜南警察署における留置人に対して『勾留されるまで書籍等の閲覧禁止、日用品購入の禁止』とした制限を緩和した際に、同警察署長が留置係官に当該制限緩和を周知徹底させるために作成された指示書」である。

##### 2 本件処分に係る具体的な判断について

本件対象公文書について、実施機関は不存在を理由とする非公開決定を行っているのので、以下、不存在の妥当性について検討する。

###### (1) 条例第2条第2項について

条例第2条第2項は、条例に基づく公開請求の対象となる公文書について、「実施

機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としており、実施機関の職員が作成又は取得しておらず、実施機関が保有していない文書については公開対象としていないものである。

## (2) 実施機関の決定の妥当性について

実施機関は、本件処分の理由について、「本件対象公文書を作成又は取得していないため」としており、その根拠として、留置施設勤務員に対する指示は文書ではなく口頭で行われていること、法令その他の規定上、指示書を作成する義務がないことを挙げている。

一方、審査請求人は、本件対象公文書が存在する理由として、「被留置者の処遇を変更する際、留置係官に口頭で指示を与えているとは考えられないこと」、「法律施行規則第1条第2項により被留置者の処遇変更を行った際には、被留置者に対し変更に係る告知書を提出するものとされており、処遇変更を行った際には書面を作成しなければならないこと」を挙げている。

この点当審査会で確認したところ、岐阜南警察署においては、従来被留置者に対して一律に課していた官給書籍等の閲覧制限について、被留置者毎の具体的状況に応じた制限へと閲覧制限の緩和を行った事実が認められた。

実施機関は、この閲覧制限の緩和に係る指示・手配の徹底については、岐阜南警察署全職員に行う必要はなく、実際に留置業務に従事する職員7名程度に留置管理課長から必要な指示・手配を口頭で行うことで可能である旨主張しているが、閲覧制限の緩和の内容を勘案すると、当該主張に不合理な点は認められない。

また、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）等関係法令を確認したところ、本件対象公文書の作成を義務付ける規定がないことも認められた。

審査請求人は、この閲覧制限の緩和に関して処遇変更に係る告知書を作成しなければならないと主張するが、法律施行規則第1条第2項で変更に係る告知書の作成が義務付けられるのは、被留置者が留置開始時に提示される告知書の告知事項に変更があった場合であり、当該閲覧制限の緩和については、告知事項の記載の範囲内での変更であり、変更に係る告知書の作成が必要な場合に該当しないことが認められた。

このように、告知書に関する法律施行規則第1条第2項の規定と本件対象公文書の存否には関連性はなく、審査請求人の主張には理由がないと認められた。

これらのことから、実施機関が主張するように本件対象公文書について、作成又は取得していないとしても特段不合理な点は認められない。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成21年11月9日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成21年12月4日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成21年12月11日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成22年1月27日 (第88回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成22年2月22日 (第89回審査会)	・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成22年3月8日 (第90回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)